

新たにはじまる40歳以上の方を対象とした

特定健診等の受診方法について

今年度より各種健診が変わりました。受診の流れについて紹介します。

問い合わせ
特定健診 住民課国保年金係(内線154)
後期高齢者健康診査 高齢者支援課(内線183)
生活機能評価 地域包括支援センター(内線188)
特定保健指導、生活保護者健康診査 保健センター ☎2508-12366

「国民健康保険加入者」
40歳～74歳の方の特定
健診・特定保健指導

①受診券等の送付
6月中に「受診案内・特定健康診査受診券・実施医療機関一覧表」を送ります。

②特定健診の申し込み
実施期間は7月から11月までです。実施医療機関へ連絡し、日時の予約をしてください。
③特定健診の受診
当日は、「国民健康保険証・特定健康診査受診券・自己負担金(千円)」を持参してください。

④特定健診結果の通知
受診医療機関から、「特定健康診査結果」をお渡しします。
⑤特定保健指導の通知
特定健診の結果により、「動機付け支援」「積極的支援」の方に、「特定保健指導通知」と「特定保健指導利用券」を送付します。

⑥特定保健指導の実施
「特定保健指導利用券」と「特定健康診査結果」を町の保健センターに持参し、特定保健指導を受けてください。

75歳以上の
健康診査について

「積極的支援」
保健師・管理栄養士との個別面談など3か月以上継続的な健康づくりを支援し、6か月経過後に実施の評価を行います。

②健康診査の申し込み
実施期間は7月から11月までです。実施医療機関へ連絡し、日時の予約をしてください。
③健康診査の受診
保険証、受診券、自己負担金(千円)を持参してください。受診項目は特定健康診査と同じです。

④健康診査結果の通知
受診医療機関から、「健康診査受診結果」をお渡しします。

生活保護者健康診査

生活保護者の方を対象とした健康診査については、健康福祉課より個別に受診券等をお渡しします。

生活機能評価とは

65歳以上の人で「基本チェックリスト」の結果、生活機能の低下が予測される方のみ、実施医療機関において生活機能評価(医師の診察や心電図などの検査)を受けることができます。該当者には、生活機能評価受診券を送りますので、生活機能評価(生活機能検査)を受けてください。

■生活機能評価をうける人
●返信していただいた「基本チェックリスト」により、生活機能評価が必要と判断された人に、「生活機能評価受診券」など必要な書類を送ります。

●医師の判定により介護予防事業の利用が望ましいと判断された場合、その人に合った介護予防教室をご案内します。(高齢者支援課地域包括支援センターより)

■生活機能評価受診について
実施期間 7月から11月まで
実施医療機関 2市1町(三芳町、富士見市、ふじみ野市)の実施医療機関

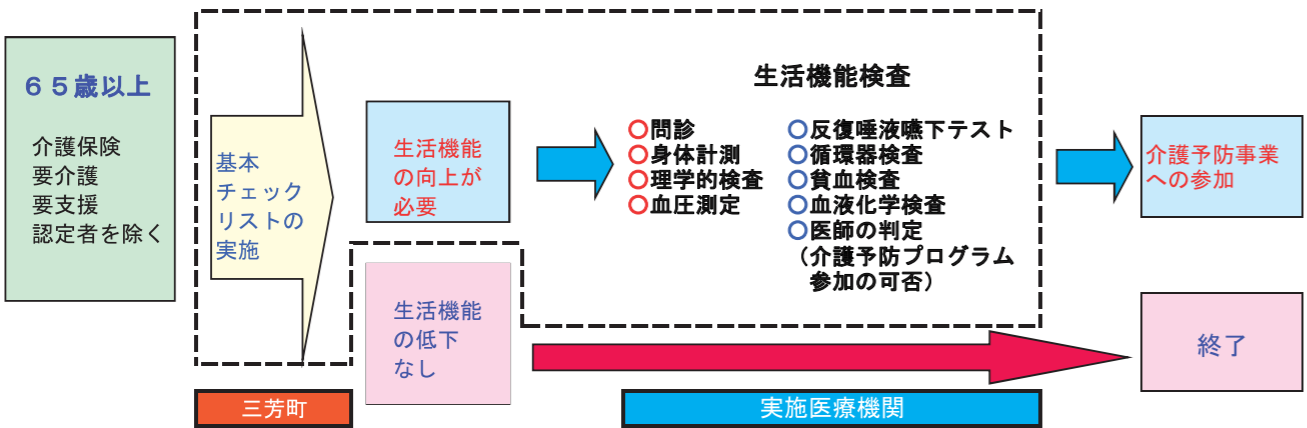
受診方法 「生活機能評価受診券」、「基本チェックリスト」と健康保険証を医療機関の窓口にお持ちください。事前に医療機関に連絡して予約をしてください。

■特定健診等と生活機能評価の同時実施
国民健康保険、長寿医療制度(後期高齢者医療制度)、生活保護の人は、特定健診、健康診査時に同時受診となります。(生活機能評価のみの受診券はなく、特定健診等の受診券で同時に受診できます。)

■生活機能評価のみ単独実施
他の保険(社会保険・健康保険組合等)の人は、特定健診と同時に生活機能評価の実施はできませんので、生活機能評価は単独実施になります。

■費用について
生活機能評価については、自己負担はありません。

生活機能評価



三芳町内実施医療機関

NO	医療機関名	住所	電話
1	あさの内科クリニック	三芳町みよし台6-14	274-6221
2	埼玉セントラル病院	三芳町上富2177	259-0161
3	富士内科クリニック	三芳町藤久保16-15	257-0601
4	三芳診療所	三芳町藤久保3990-5	258-6713
5	安田醫院	三芳町上富402-5	258-3251
6	山田内科クリニック	三芳町北永井3-11	259-4462
7	三芳野病院	三芳町北永井890-6	259-3333
8	イムス三芳総合病院	三芳町藤久保266-1	258-2323

※富士見市・ふじみ野市内の実施医療機関でも受診ができます。実施医療機関名については、受診券とともに一覧表(ホームページ掲載済)を送付しますので、ご確認ください。